

## 社会福祉法人 八王子市社会福祉協議会

### 令和 8 年度 子どもの居場所団体へのイベント開催用品等経費支給事業実施要綱

#### (目的)

第1条 この要綱は、八王子市社会福祉協議会(以下「社協」という)が子どもの居場所の実践者及び団体(以下「居場所団体」という)に、地域に開かれたコミュニティの場として実践される特別なイベント開催や体験にかかる物品購入費又は経費(以下「イベント経費」という)を支給することにより、緩やかなつながりを生み出し社会的孤立を防ぐ地域づくりを行うとともに、豊かな体験活動を創出することで子どもの健全な育成を支援することを目的とする。特別なイベントとは、日常的または定期的に行われる活動とは異なり、年に数回程度の実施にとどまる、季節感のある内容や特別な準備をともなう活動を指す。

#### (対象団体)

第2条 イベント経費の支給を受けることのできる居場所団体は、次の(1)に当てはまる、もしくは(2)～(8)の全てに当てはまるものとする。

- (1)八王子市地域子ども支援事業(はちおうじミライ応援団)登録団体であること。
- (2)(1)の登録団体以外で、八王子市内において子ども食堂、居場所、学習支援、フードバンクの活動を行っている任意団体、特定非営利法人、もしくは一般社団法人等であること。
- (3)活動頻度が年間 10 回以上であること。
- (4)子どもが原則無料で利用できること。金銭を徴収する場合は、100 円以下又は実費の範囲内であること。
- (5)活動にあたり、参加者が安心して安全に利用できるための配慮がされていること。具体的には、保険への加入、事故防止及び事故発生時の適切な対応、参加者に係る個人情報の適正な管理についての取組が認められること。加えて「食事の提供」を行う団体においては、衛生管理についての取組が認められること。
- (6)構成員が5名以上であり、随時構成員を受入れることができること。
- (7)団体の活動内容等を公表できること。
- (8)社協からの要請に可能な範囲で対応できること。

#### (支給金額)

第3条 イベント経費は、1 居場所団体につき、領収書等により確認できる実費額とし、上限は 1 万円とする。

#### (支給回数)

第4条 支給回数は、1 居場所団体につき年度末までに 1 回までとする。

#### (支給対象)

第5条 支給対象となるイベント経費の使途は、次の各号とする。

- (1)特別なイベント開催や体験に要する特定の食材や食品の購入費。
- (2)特別なイベント開催や体験に要する会場費、装飾費、広告宣伝費。
- (3)特別なイベント開催や体験に招へいする講師の実費弁償費や交通費。
- (4)その他、予算の範囲内において社協会長が必要と認めたイベント経費。

2. 前項の規定にかかわらず、一般的な市場価格又は体験内容に対して食材、物品及び経費(値引きされたものも含む)が著しく高額な場合は対象外とする。

#### (支給の申請)

第6条 イベント経費の支給を受けようとする居場所団体は、特別なイベント開催や体験を実施する1ヶ月前までに社協会長に「子どもの居場所団体へのイベント開催用品等経費支給申請書」を提出しなければならない。

#### (支給の決定)

第7条 社協会長は、前条の規定による申請書が提出されたときは、速やかに内容を審査し、イベント経費を支給することが適当であると認めたときは、支給決定の通知をする。

2 社協会長は、前項に該当したときは、支給するイベント経費の内容や数量を必要に応じて居場所団体と協議上決定する。

#### (支給の方法)

第8条 イベント経費は、特別なイベント開催や体験実施後の報告及び領収書の提出があった場合に、申請団体の指定する銀行口座へ振り込むものとする。

#### (実績報告)

第9条 居場所団体は、支給対象事業が完了したとき又は年度が終了したときは、速やかに「子どもの居場所団体へのイベント開催用品等経費支給事業 実績報告書」を社協会長に提出しなければならない。

#### (その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、イベント経費支給に関し必要な事項は、社協会長が別に定める。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。